

令和6年第2回川西町 議会定例会会議録

令和6年6月17日 月曜日 午前10時10分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊藤 進

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 遠藤明子君
5番 渡部秀一君	6番 寒河江司君
7番 吉村徹君	8番 鈴木幸廣君
9番 神村建二君	10番 橋本欣一君
12番 伊藤進君	13番 井上晃一君

欠席議員（1名）

11番 高橋輝行君

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 小林英喜君	総務課長 有坂強志君
安全安心課長 前山律雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 大友勝治君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 中山宗隆君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て課長 近祐子君
産業振興課長 内谷新悟君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局長 佐藤賢一君
地域整備課長 大河原孝如君	教育文化課長 安部博之君
監査委員 嶋貫榮次君	財政主幹 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 任 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 3 号)

令和6年6月17日 月曜日 午前10時10分開議

日程第 1 議第33号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第2号)から議第37号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

(予算特別委員会委員長)

日程第 2 議第41号 川西まちなかテラス整備建設工事請負契約の締結について

日程第 3 議第42号 川西町立川西中学校長寿命化改良工事請負契約の締結について

日程第 4 議第43号 財産の取得について

日程第 5 発議第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

日程第 6 発議第9号 議員の派遣について

日程第 7 発議第10号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

日程第 8 発議第11号 閉会中の継続審査について

日程第 9 発議第12号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方は1名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回川西町議会定例会第13日目の会議を開きます。

(午前10時10分)

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第33号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第2号）から議第37号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第33号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第2号）から議第37号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該5議案については、本定例会第1日目の6月5日本会議において、予算特別委員会に審査を付託いたしましたが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長吉村 徹君。

吉村 徹君。

(予算特別委員長 吉村 徹君 登壇)

○予算特別委員長 7番、吉村です。

川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る6月5日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第33号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第2号）、議第34号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第35号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、議第37号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

また、さらに、本日開かれた予算特別委員会においては、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された5議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第33号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第2号）、議第34号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第35号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）、議第37号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案につきまして、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局には諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和6年度川西町各会計補正予算5議案につきましては、予算特別委員会において十分な審査の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第33号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第2号）、本議案について、予算特別委

員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第34号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第35号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第36号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第37号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算(第1号)、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議第41号 川西まちなかテラス整備建設工事請負契約の締結について

て

○議長 日程第2、議第41号 川西まちなかテラス整備建設工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第41号 川西まちなかテラス整備建設工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容については、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、私より、議第41号 川西まちなかテラス整備建設工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

令和6年6月3日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西まちなかテラス整備建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、契約の目的、川西まちなかテラス整備建設工事でございます。

2、契約の方法、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額、金7億9,200万円でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽でございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、契約書の内容と工事の概要につきましては、別紙資料によりご説明を申し上げます。

1 枚目につきましては、建設工事請負仮契約書でございます。

工事名につきましては、川西まちなかテラス整備建設工事でございます。

工事場所については、川西町大字上小松地内でございます。

工期でございますが、本契約の効力を生じた日から令和7年11月28日まででございます。

請負代金額につきましては、7億9,200万円でございます。

契約書の本文の2をご覧ください。

2、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されるときをもって本契約として成立し、その効力を発生するとする仮契約書でございます。

契約年月日については、令和6年6月5日。

発注者については、町長名でございます。

受注者につきましては、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽でございます。

次のページ以降につきましては、今回契約を行います川西まちなかテラス整備建設工事の概要についてご説明を申し上げるものでございます。

1、工事名、川西まちなかテラス整備建設工事。

2、工事場所、川西町大字上小松1567番地他。敷地面積につきましては、6,200.79平米でございます。

3、主な工事内容でございます。

(1) 本体棟1棟の建設で、木造（一部鉄骨造）、平家建て、995.54平米（延べ床面積）でございます。

(2) 附属棟1棟の建設で、鉄骨造2階建て、164.71平米（延べ床面積）でございます。

(3) 東屋1棟の建設で、鉄骨造平家建て、27.00平米でございます。延べ床面積でございます。

合計しまして、1,187.25平米の建設工事となるものでございます。

また、建物に附帯する工事といたしまして、(4) 電気設備工事及び機械設備工事一式でございます。

また、工事前に、損害が生じるおそれのある周辺の建物の損傷調査といたしまして、(5) 工損調査一式（近隣家屋等の住宅3軒）の予定でございます。

4、工期でございます。議会の議決を経た日から令和7年11月28日まででございます。

5、その他ということで、5点ほど書かせていただいております。

(1) 工程管理などの適切かつ円滑な総合調整を図るため、工事監理業務を別途発注し対応するものでございます。

(2) 工事に関する周知は、町報7月号掲載のほか、小学校等への事前説明、近隣住民や事業所への文書送付及び周辺自治会文書回覧にて対応するものでございます。

(3) 敷地内の一般車両及び工事関係者以外の立入りでございますが、原則禁止として対応するものでございます。

(4) 施工上の留意事項といたしまして、工事現場内外の安全対策による事故防止、工事騒音等の対応・対策及び使用道路の近隣工作物に対する損傷の未然防止対策を徹底するものでございます。

(5) 実施に当たりましては、国土交通省の都市構造再編集中支援事業補助金を活用するものでございます。

続きまして、川西まちなかテラスのパス図を添付してございます。イメージ図ではありますが、町報でも周知した内容でございます。

中央にはテラス本体、図面左側には防災倉庫機能や各種設備の格納機能を兼ねそろえた附属棟、右上には、見づらくて大変恐縮でございますが、非常時のかまどベンチなどを兼ねそろえましたあずまやでございます。

3枚目は、平面図になりますが、赤字で囲っている部分は、ただいま説明申し上げました今回工事に着手する建築物、青字で囲っている部分は、今回の工事において仮囲いを行い、安全対策を講じるものでございます。

また、工事において、右下、東南側でございますが、こちら側に工事車両の出入口を予定しており、図面右上、北東側については、予備の出入口とするものでございます。

以上が工事概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

寒河江 司君。

○6番 6番寒河江です。

まず、このまちなかテラスの整備事業において、私たちというか私は常に、屋根の雪を上に向けておくという設計はいかななものかと、声を大にして言ったつもりですが、町当局はそれを聞かずというか、そのまま設計変更もしないで入札までこぎ着けたのか、今後直す気あるのかどうかというようなことも含めて、ちょっと当局の意見をお聞きしたいんです。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

寒河江議員からは以前より、この屋根につきましてはご心配をいただいていた経過もございまして、これまで設計チーム等々と、いろいろ検討してきたところでございます。

その内容につきましては、屋根の雪、耐雪ということになる部分についてということになるわけでありまして、除雪の状況であったり、除雪する場合にも、その雪を押す面積等々を確保する必要もございまして。

そういったことであつたり、材質等々については、十分耐えられるものということで準備をしてきたところでございますので、これまで説明してきたとおり、現在の設計内容で進める予定で考えているところでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 私が意見言って、説明してきたと言うけれども、そういう細かい町からの、我々に説明がなかったんじゃないですか。

どこの段階で説明したか、私もちょっと記憶にはございませんけれども、あなた方が提出した案件は、こうでないか、こうでないかと私たちが言ったやつは、いろいろ設計屋と相談しながら話を進めた結果、今のようになりましたという、そういう説明も本当はあるべきじゃないんですか。そういう説明があつて初めて、じゃ建てたらいいんじゃないか、こういうふうにしたらいいんじゃないかというようなキャッチボールがあつて初めて、建設を進めるというふうにしていかないと、これからいろんなものが建つわけですよ、病院の診療所とか何かというのは、これから。

そういうことも踏まえながら、やっぱり我々といろんな議論をしながら、雪を上げるなど言つても、いや、設計屋がいいからと言う、雪なんか排雪すれば何も問題ないじゃないですか。何ぼ排雪代かかるんだ、そんなにいっぱい雪降るところさ建てるのか、こういう意見がいっぱいあるわけですよ。

何のことはない、屋根を上を上げて、雨漏りして下が腐るような設計を最初からするなんていうのは、あり得ないことなんです、私からすれば。雪が、排雪の問題だ何だ、ダンプカーというものが今あるんですよ。それでローダーで運べば、年に1回、2回排雪すれば、それで十分じゃないですか。そういうふうな費用のほうが、かえって安く済むと思いますよ、後からメンテナンスでかかるよりも。

でも、そういうふうな議論を我々としたのかということ、私、強く言いたいよ。あなた方は必ず設計の段階で、こうなりました、こうなりましたと外堀を埋めてから、我々にこ

うやって報告して、賛成するしかないというな、そういうふうな議論のやり取りでなくて、もっと密に、どうせおまえら素人だから言ったって分かんないべなんていう考えでなくて、もっと密にしていかないと、これから町、大変なことになりますよ、返済する上で。

と私は思っておりますけれども、そこら辺、我々に説明したかしていないかだけ、ちょっとお聞かせください。

○議長 政策推進課長。

○政策推進課長 テラスの整備状況といたしますか、これまで各分科会、両常任委員会のほうにおいて、説明をさせてきていただいたというふうな記憶でございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 説明したからそれで済むべということじゃなくて、ただ単に、じゃ設計も変更もしないという、ただ単に、それを最初のスタートからずっと推し進めているじゃないですか。私たちとか私の意見などは、少数意見だから、いいやいいや、みんなで推し進める、そういうふうなことがかいま見られるようなことしないでくださいよ。

いや、何も今さらここに来て、おまえ反対したかなんていうわけじゃないですよ。その姿勢ですよ、あなた方の姿勢。

そして、最初の設計、設計屋に言われたとおりに推し進める。意見言っても、いや、いろいろ検討した結果、間違いないですからという、そういうものでないだろうと私は思っているんですけども、これは担当課よりも、今後これから進める上で、町長の真意を問いたいと思いますが、お願いします。

○議長 町長茂木 晶君。

○町長 寒河江議員、ありがとうございます。

私自身も、そういった議会と行政が両輪で進めるということには力を入れていきたいと考えております。

今までのことを考えると、確かに議会に対して、報告事項というか決定事項をお伝えしているような形で、本当に建設的な議論というか協議の場であったのかどうなのかというところが、私自身も少し疑問に思っていた部分がございますので、今までのことは仕方ない部分は確かにあると思っておりますけれども、これからは、急激にぐっと変われるかどうかというのはちょっと分からないんですけども、ぜひそうした議員の皆さんのご意見をしっかりと伺いながら、議会と両輪で進めていきたいと考えておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いたします。

○議長 ほかに。

鈴木幸廣君。

○8番 8番です。

私からは、この契約2か年に及んでおりますけれども、途中、今資材が相当高騰していますので、万が一に資材が高騰した際には、契約の変更等が出てこないとも限らないんですが、できればこの契約で、2か年続けていていただきたいと思いますが、契約変更、資材高騰があったとき、何でかんでやらなくてはいけないものなのか、この請負契約の金額で2か年通してやっていただけるのかお聞きしたい。

もう一点については、2年後に完成するわけですが、いわゆる瑕疵担保の契約とか何かがあるのかも、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の資材高騰等によるもの等についてでございますけれども、こちらについては、まだまだ先が読めるものではございません。やっぱり建物の安全性を確保しながら建設をしていくということを考えれば、その金額だけで終わるというものも、もしかするとないかもしれません。そういったときについては、当然、建設業者のほうとも綿密に打合せをさせていただきまして、議会のほうに報告させていただき、対応してまいりたいというふうに思います。

2点目の瑕疵担保につきましては、こちらについては、手直し等々あるようにということで対応してまいりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長 鈴木幸廣君。

○8番 大体分かりましたけれども、いわゆる資材の高騰で、またやっぱり契約変更というのは、さらに建設費用がかさむということで、できればこの契約内容で2か年通していただきたい。万が一にも契約変更するときは、先ほど寒河江議員も発言なさったように、議会側にも丁寧に説明していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上であります。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第42号 川西町立川西中学校長寿命化改良工事請負契約の締結について

○議長 日程第3、議第42号 川西町立川西中学校長寿命化改良工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第42号 川西町立川西中学校長寿命化改良工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容については、安部教育文化課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 私から、議第42号 川西町立川西中学校長寿命化改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和6年5月31日、川西町契約に関する規則及び川西町立川西中学校長寿命化改良工事一般競争入札（条件付）実施要綱に基づき、一般競争入札（条件付）に付した川西町立川西中学校長寿命化改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、契約の目的、川西町立川西中学校長寿命化改良工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札（条件付）による契約。

3、契約の金額、金19億3,600万円でございます。

4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、殖産・松田・藤島建設共同企業体、代表者、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地の1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

本日付提出、町長名でございます。

続きまして、別添の資料をご覧いただきたいと思えます。

共同企業体建設工事請負仮契約書でございます。

工事名、川西町立川西中学校長寿命化改良工事。

工事場所、川西町大字中小松地内。

工期、本契約の効力を生じた日から令和7年12月26日まで。

請負代金額、19億3,600万円でございます。

本文の2になります。

この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

令和6年6月3日付、発注者は町長名でございます。

受注者は、殖産・松田・藤島建設共同企業体、代表者、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。構成員につきましては、株式会社松田組、代表取締役松田孝一、株式会社藤島建設、代表取締役社長藤島英一でございます。

続きまして、川西町立川西中学校長寿命化改良工事について、概要をご説明申し上げます。

1、学校の所在地、川西町大字中小松2493番地。

2、工事対象施設、校舎、屋内運動場、武道場の各施設で、延べ床面積6,520平方メートル。

3、工事区分、機械設備工事、電気工事を含む建築一式工事でございます。

主な改修内容でございます。

(1) 雨漏り対策として、屋根、外壁、サッシ、シーリング及び防水設備等を改修するものでございます。

(2) 躯体等の長寿命化として、コンクリートの中性化、水道・ガス管等のライフライン設備を更新するものでございます。

(3) 省エネ、CO₂削減など環境負荷の軽減対策として、床及び天井改修、壁の再塗装、窓ガラスのペアガラス化、照明のLED化を行うものでございます。

(4) 老朽化対策、安全対策等として、特別教室等へのエアコン設置、キュービクルの増設、暖房機・エアコンの更新、ネットワーク設備の更新などを行うものでございます。

(5) 課題となっておりました箇所の改善を図るものとして、LPガスボンベのバルクタンク化、受水槽更新、生徒用トイレ床改修、職員トイレの洋式化などを行うものでございます。

続きまして、各階の平面図をご覧いただきたいと思います。

1階の主な内容につきましては、平面図の上のほうにありますが、被服室と調理室の統合及び技術室を移動いたしまして、下のほうの昇降口左側にございました元の技術室を学習室1・2、相談室1・2に変更いたします。

また、真ん中、多目的ホールの段差解消、右端のコンピューター室を多目的室に変更し、教室等の適正配置と多様な学習内容、学習形態に対応できるよう改修いたします。

2階につきましては、会議室2室を確保いたします。

3階につきましては、大きな配置替えなどはございません。

最後に、一番下の体育館につきましては、トイレを器具庫へ変更いたします。

また、ガラスに遮光断熱フィルムを施工し、活動時のまぶしさの軽減や発表会などで投影機を使用する際に、画像・映像が見やすくなるよう配慮したいと考えてございます。

私からは説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

寒河江 司君。

○6番 6番寒河江です。

工期は来年の7年度の12月までなっていますが、これ、生徒が授業しているときも工事をしていると思うんですが、この辺の緻密な授業に差し支えないような工程を組んでいると思いますが、夏休み、冬休みも利用しながらも、今、働き方改革というんですか、土曜・日曜が休まなきゃいけないという建設会社の事情もありますけれども、そこら辺の日程調整はうまくいっているのかどうか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 寒河江議員おっしゃいますとおり、工事につきましては、授業と並行しながら実施したいということで考えてございます。

学校で授業を行いながら進めなければならないということで、工事に伴う振動、それから騒音など、全く授業に影響が出ないということは難しいかもしれませんが、できる限り授業

に支障が生じないよう配慮しながら、工事を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、工程につきましては、これから本契約の効力を発生した後に、本格的な工程の打合せに入りたいというふうに考えてございます。

発注元でございます町、それから発注先でございます共同企業体、それから工事の監理をお願いする設計業者、それから学校ということで、この4者で、詳細な今後の工程について進めてまいりたいと、協議してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 ぜひ、授業しながら工事を進めるというようなことで、一番はやっぱり、はつり作業もあると思いますので、粉塵、あとは騒音、それから出入りですね。生徒と業者の出入り。そこら辺の交通安全、あと工事現場の安全面、上から落ちてきたの何だのというのはないとは思いますが、そういう安全面も考慮しながら、十分にひとつ留意して工事を進めて、工期内に終わるように、相当な金額をかけているわけですから、そこら辺は業者が分かっていることだと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長 ほかに。

鈴木幸廣君。

○8番 私からは、先ほどと同じように、2年、1年半かな、工期あるんだけど、やっぱり物価高騰のほうで、設計変更とか契約変更あるときの心積もり、ぜひともこの金額でやっていただきたいと思ひますけれども。

あともう一つ、瑕疵担保の件、よろしくお願ひします。

○議長 安部教育文化課長。

○教育文化課長 工事の請負契約につきましては、今後、物価高騰などによりまして影響があつて、変更等が必要になつた場合には、もちろん議会の皆様にご理解をいただきながら進めてまいりたいと思ひます。

瑕疵担保につきましても、もちろんその辺も十分、業者と協議しながら進めてまいりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長 鈴木幸廣君。

○8番 ぜひこの金額で、しっかりと整備していただきたいと思ひます。本当に物価高騰で、

ほとんどの工事が最終的には契約変更という形でなっているので、ぜひ業者の皆様にもお願いなんですけど、せっかくこうやって契約したわけですので、事前から物価の高騰なんかも頭に入れての入札だったと思いますので、この金額でぜひ終わらせていただきたい。

以上でございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第43号 財産の取得について

○議長 日程第4、議第43号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承を願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議題43号 財産の取得について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 私より、議第43号 財産の取得についてご説明申し上げます。

令和6年5月28日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき指名競争入りに付した除雪グレーダ(3.7メートル級)の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決

を求めるものでございます。

記。

- 1、取得物件、除雪グレーダ（3.7メートル級）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額、金3,399万円。
- 4、契約の相手方、山形県米沢市花沢字八木橋東二3269番地11、コマツ山形株式会社米沢支店、支店長栗田忠行。

本日付提出、町長名でございます。

続きまして、物品購入仮契約書についてご説明申し上げます。

令和6年5月30日付の契約でございます。

発注者、町長名でございます。

受注者、コマツ山形株式会社米沢支店でございます。

本文3行目ではありますが、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その契約効力を発生するものでございます。

物品名、除雪グレーダ（3.7メートル級）。

数量は、1台であります。

規格、GD675-6であります。

契約金額は、3,399万円。

納入期限は、令和7年3月21日であります。

納入場所は、大字中小松地内でございます。

続いて、車両の図面をご覧いただきたいと思っております。左上、こちらが後方から。左下が前方から、右上が上から、そして、右下が横からの図面でございます。

こちらは全長9メートル76.5センチ、全高、高さですが、3メートル41センチ、そして、全幅、幅でありますけれども、2メートル41センチの規格となっております。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

寒河江 司君。

○6番 6番。

確認ですけれども、このグレーダは、今まで持っていたグレーダが古くなったので、1台新たに購入するものなのか、いや、これは新たに購入して1台増やすということだったのか、

ちょっと確認の意味でお聞きします。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

このたびの契約、今提案させていただきましたグレーダにつきましては、寒河江議員おっしゃるように、更新ということで、これまでのグレーダが対応年数も過ぎましたので、更新という形で購入するものでございます。

○議長 寒河江 司君。

○6番 古くなって更新と、除雪しないわけにはいかないのですが、これは仕方ないなと思いますが、ひとつオペレーターの確保だけ、今大変なときになっていきますので、機械は新しくなったんだけどオペレーターが古くて、とても除雪どころじゃないというような現実も踏まえていますので、そこら辺はひとつ、いろいろ大変でしょうけれども、頑張ってくださいいなと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

鈴木幸廣君。

○8番 何回も質問すみません。

この除雪機械、GPSの機能はついてますか。前、かなり本町の冬場、除雪機械がどこにいるのかというような発信はしているというものの、この機械自体にGPS機能がついてるかどうかなだけ確認します。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

GPSの除雪、いわゆる除雪システムにつきましては、昨年度から導入させていただいております。あちらは、スマートフォンを車両に取り付けるという形になっておりますので、このたび更新ということでもありますから、これまで使用していた車両のスマートフォンをこちらに設置すれば、GPS除雪システムの管理下に置かれることとなりますので、そのようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長 鈴木幸廣君。

○8番 分かりました。

この件にそぐわないかもしれませんが、今現在、町所有の除雪機に、GPSはどのくらいの割合でついているんですか。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 現在、町の除雪につきましては、町有車両、そして業者さんからの車両ということで、全体54台の除雪機械で除雪を行っております。その54台全てに、先ほどご説明させていただきましたスマートフォンを取り付けることでGPSシステムの管理下に置いているという、そのような状況でございます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

○議長 日程第5、発議第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、遠藤明子さん。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 4番遠藤です。

私より説明いたします。

発議第8号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月12日提出、提出者、賛成者は記載のとおりであります。

朗読をもって説明とさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(案)。

食料品など生活必需品の値上がりが続くなか、消費者だけでなく、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えている。

物価の高騰は所得の低い人ほど影響が大きく、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻となっている。

コロナの感染拡大が始まった令和2年以降、世界各国は最低賃金をはじめとする賃金の引き上げによる内需拡大をすすめ、経済危機を克服してきた。日本も令和5年の最低賃金改定で「過去最高の引き上げ」をしたが、世界の水準に届いておらず、韓国にも追い抜かれているのが実態である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

令和5年10月に改定された地域別最低賃金は、最高の東京で時給1,113円、山形県では900円、最も低い県では893円に過ぎない。毎日8時間働いても年収で160万程度であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。さらに地域別であるがゆえに、山形県と東京都では、同じ仕事でも時給で213円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。

27都道府県4万8千人を超える協力の下おこなわれた「最低生計費資産調査」では、健康で文化的な生活を送る上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められない。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月25万円（税込）の収入が必要との結果である。

世界各国の制度と比較すると、ほとんどの国が全国一律最低賃金であるのに対して、日本の最低賃金は、都道府県ごとに分けられ、OECD諸国で最低水準となっている。

日本でも大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金を引き上げられる支援策を強化・拡充する必要がある。

以上の趣旨より、下記の項目の実施、実現を求め、意見書を提出する。

記。

- 1、政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に法改正すること。
- 2、政府は、労働者の生活を支えるため、速やかに最低賃金1500円以上にすること。
- 3、政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への支援策を抜本的に拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年6月17日、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長宛て。

本町議会議長名でございます。どうぞよろしくお願いたします。

- 議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

- 議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

- 議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第9号 議員の派遣について

- 議長 日程第6、発議第9号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

- 10番 10番。

発議第9号 議員の派遣について、私からご説明を申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月13日提出でございます。提出者及び賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

朗読をもってご提案申し上げます。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

1、川西町議会意見交換会。

- (1) 目的、町民の多様な意見の把握、町民の町政参加を推進するため意見交換会を開催

し、広聴広報活動の充実に努める。

(2) 派遣場所、川西町農村環境改善センター、大塚地区交流センター、中郡地区交流センター。

(3) 期間、令和6年8月20日、21日、両日でございます。

(4) 派遣議員につきましては、議員全員でございます。

以上、提案申し上げます。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第10号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議

○議長 日程第7、発議第10号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、遠藤明子さん。

(4番 遠藤明子君 登壇)

○4番 4番遠藤です。

それでは、私から、発議第10号 高橋輝行議員に対する辞職勧告決議。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年6月13日提出、提出者、賛成者については記載のとおりであります。

提出理由。

これまで数度にわたる問責決議・議員辞職勧告を全会一致で可決した。しかし、その責任はいまだに果たされていない。

川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させた高橋輝行議員の責任は重く、断じて許されるものではない。自らの意思と責任において、再度、川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

高橋輝行議員に対する辞職勧告決議（案）でございます。

昨年の高橋輝行議員の空き家バンク仲介による手付金不正受領に関して、度重なる問責決議・辞職勧告決議にもかかわらず、町民と議会に対して未だに説明責任が果たされていない。一連の行為は町民の信託を受けた町議会議員としての自覚を著しく欠く行為であり、川西町議会政治倫理に関する決議に反するものである。

議員一人の問題にとどまらず、川西町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させたことの社会的、道義的責任は重い。

よって、川西町議会は、議会への町民の信頼を回復するため、自らの意思と責任において川西町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年6月17日、川西町議会。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第11号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第8、発議第11号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。令和6年第1回定例会において総務文教常任委員会に付託した請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願、本請願は審査未了のため

め、継続審査とされたい旨の申出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第11号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第12号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第9、発議第12号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会並びに議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第12号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって令和6年第2回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時14分)